

年 月 日

出 仕 願

宗務総長殿

教区 組 寺・教会 前・住職
衆 前・教会主管者

氏名

(印)

(緊急連絡先：)

下記により出仕いたしたくお願ひします。 ※提出期限：3月1日（式務所必着）

記

1 法要 ※出仕する法要の□をチェックすること

4月1日 晨朝 師徳奉讚法要
 親鸞聖人御誕生会（音楽法要）

4月2日 晨朝 全戦没者追弔法会

4月3日 晨朝 相続講員物故者追弔会兼帰敬式受式物故者追弔会

※晨朝は法臘加算対象の法要ではありません。

2 法要座次（ 座 等）

6 法衣（出仕の際依用のもの）

3 教師（ ）

◇袈裟（ ）

4 功章（ 功章）

◇衣（裳附）（ ）

5 旌賞（ 旌賞）

◇衣（色直綴）（ ）

7 法臘加算申請のための出仕証明の有無（有・無）

◇袴（ ）

（本人確認欄・レ点）

学校法人の教職員を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者

年 月 日

出 仕 証 明

上記により、 座出仕したことを証明する。

本廟部長

係印

受付第 号				教務所経由第 号			
年 月 日受付				年 月 日受付			
部長	担当者	所長	担当者	寺院・教会番号			
				—			

法賜加算手続きについて

真宗本廟報恩講、春の法要その他真宗本廟における法要に出仕される方で、法賜加算を受けようとする場合は、下記要項をご参照のうえ申請ください。

記

- 1 出仕の際発行された出仕証明書は、ご本人で大切に保管してください。
なお、出仕証明書は再発行できません。
- 2 1年の法賜加算を受けるには、別表に掲げる出仕座数を満たしていかなければなりません。地方区分（出仕者の所属寺の所在地）により座数が異なりますので、ご注意ください。
- 3 前記の条件を満たしている方は、別記様式による『法賜加算願』に必要事項を記入のうえ、前記1の証明書を添付して教務所へ提出してください。
- 4 申請書の用紙は、教務所に備え付けられていますので必要なつどお申し出ください。
- 5 その他法賜加算に関する手続きについては、教務所までお問い合わせください。
- 6 表面の出仕を希望する法要に○がないものは、出仕したことが認められないことがあります。

様式

法賜加算願			
年 月 日			
宗務総長殿			
このたび、法賜加算願を提出します。			
ふりがな（寺名・教会名）	じょくせい	ふりがな	
教区	組	氏名	印
本 人 所屬寺所在地 都道府県 (教区) 単位座数 座			
出仕座数	座	法賜加算年数	年
【所属寺院住職】 上記の願に同意します。 年 月 日 住職 印			
【注意事項】 2重線内のみ楷書で記入してください。			
裁決	宗務所受付 第 號	僧籍簿記帳	
所長	教務所経由第 受付日 寺院教会番号	□同時申請・届 □法要座次・衣体許可申請書 □その他 ()	試課金 【法賜加算願】

別表

三 座	四 座	五 座	六 座	七 座	出仕座数	法賜加算に必要な出仕座数と地方区分
石川県（能登教区）、長野県、群馬県、栃木県、鳥取県、愛媛県、高知県、香川県、広島県、石川県（金沢・小松・大聖寺教区）、静岡県、本県、徳島県、神奈川県、東京都、山口県、埼玉県、千葉県、新潟県、福島県、長崎県、山形県、宮城県、岩手県、鹿児島県、宮崎県、秋田県、青森県、沖縄県、北海道、その他	福井県、岡山県、和歌山県	兵庫県（神戸市及び大阪教区を除く）、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県（神戸市及び大阪教区を除く）、岐阜県、愛知県、三重県	京都府（京都市を除く）、滋賀県、大阪府、奈良県、兵庫県（神戸市を除く）、岐阜県、愛知県、三重県	京都市	市及び大阪教区	地方区分

※地方区分ごとに前記座数を満たした出仕証明を添付し、法賜加算の申請をしたには、一年の法賜が加算されます。